

# 根室商工会議所青年部規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本青年部は、当市内で商工業等に従事する青年の情熱と実行力を集結して、商工会議所の行う事業活動に積極的に協力し、もって地域経済の振興に寄与すると共に、次代の経営者としての資質向上を図ることを目的とします。

### (名 称)

第2条 本青年部は、根室商工会議所青年部「創陽クラブ」と称します。

### (事務局)

第3条 本青年部の事務局は、根室商工会議所に置きます。

### (事 業)

第4条 本青年部は、その目的達成のため次の事業を行います。

- (1) 商工業等振興のための学習機会創出。
- (2) 次代を担う経営者としての資質向上。
- (3) 異業種交流への積極的交流。
- (4) 商工会議所事業活動への参加・協力。
- (5) 商工業者等の振興発展のための調査・研究。
- (6) 関連諸団体との連携。
- (7) 全各号に掲げるもののほか、目的を達成する為に必要な事業。

## 第2章 会 員

### (資 格)

第5条 1 本青年部の会員たる資格を有するものは、本商工会議所の会員及びその後継者幹部従業員であって原則として50歳以下のものとします。

2 第1項による資格を有しないもので、本青年部の目的に賛同し加入を希望するものについては、第6条の手続きにより会員とすることができます。

### (加 入)

第6条 本青年部の会員となることを希望するものは、所定の手続きにより役員会の承認を得て加入することができます。

### (脱 会)

第7条 会員は、次の場合脱会するものとします。

- (1) 脱会は会員の申し出によるものとします。

(届 出)

第8条 会員は次の各号に該当するときは、速やかにその旨を会長に届出するものとします。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき
- (2) 事業所の名称または所在地に変更があったとき

### 第3章 総 会

(総会の決議事項)

第9条 次に掲げる事項は、総会の決議を必要とします。

- (1) 役員を選出
- (2) 規約の改正
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他必要な事項

(総会の種類及び招集)

第10条 1 総会は定時総会と臨時総会の2種類として会長が招集します。

- 2 定時総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたととき、または会員の3分の1以上要請があった場合これを招集します。

(総会の成立及び議事)

第11条 総会は、委任状を含む会員の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長がこれを決することとします。

### 第4章 役 員

(役 員)

第12条 本青年部は、次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選出)

第13条 1. 役員は、総会において会員の中から選任します。

2. 次年度会長は臨時総会において会員の中から選任します。
3. 次年度副会長は、臨時総会の同意を得て次年度会長が会員の中から選任します。
4. 事務局長、理事、監事は、総会において会員の中から選任します。

(役員任期)

第14条 1 役員任期は2年とし、再選を妨げないものとします。

- 2 任期の満了によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとします。
- 3 補欠で退任された役員任期は、前任者の残任期間とします。

(役員職務)

第15条 役員職務は次のとおりとします。

- (1) 会長は、本青年部を代表し業務の統括をします。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理し欠員の時はその職務を行うこととします。
- (3) 事務局長は、本青年部会計業務及び事務局業務を統括します。
- (4) 理事は会長及び副会長を補佐し業務を処理することとします。
- (5) 監事は、本青年部の事業及び会計を監査します。

## 第5章 委員会

(委員会)

第16条 本青年部の目的遂行のため、役員会承認を経て必要な委員会を置くことができます。

## 第6章 顧問

(顧問)

- 第17条
- 1 本青年部に顧問を置くことができます。
  - 2 顧問は総会の同意を得て会長が委嘱します。

## 第7章 会計

(事業年度)

第18条 本青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了することとします。

(収入)

第19条 本青年部の経費は、助成金・会費・その他の収入をもってこれにあてます。但し、特に必要ある場合は、総会の決議を経て臨時徴収するものとします。

(会費)

第20条 会費は、一人月額2,000円とします。

(その他必要な事項)

第21条 本規約に定めるものの他、必要な事項は別に定めるものとします。

※ 附則 平成11年 5月22日役員規約について一部改正

※ 附則 平成20年11月13日役員規約について一部改正